

◆第2部 分野別施策の実施状況

第6章 各分野に共通する施策の推進

第1節 環境に配慮した事業活動の推進

1 環境に配慮した企業活動の促進【環境政策課】

(1) 公害防止協定*¹

公害防止協定は、地域の状況や個別事業所の操業内容に応じたきめ細かい環境保全対策を盛り込むことができ、法律や条例による一律的な規制を補完するものとして有効な手段です。

県では、県が造成し、維持管理する工業団地であるテクノポート福井に立地する事業所または広範囲な地域に環境影響を及ぼすおそれのある事業所との間で、公害防止協定の締結を進めています。

協定では、事業所の操業形態等に応じた公害防止対策を規定するとともに、立入検査や公開の原則、住民に損害を与えた場合の無過失損害賠償責任についても規定を設け、公害防止対策の実効性の担保などを図っています。

公害防止協定を締結している事業所数は、令和4年12月末現在で計71事業所となっています。

また、多くの市町においても、公害防止協定や環境保全協定を締結しており、その件数は、令和4年3月末現在、13市町432件となっています。

(2) 環境協定の締結

県では、地球温暖化防止をはじめとした環境保全に向けた取組みを一層推進するため、環境活動に熱心な県内事業所と「環境協定」を締結しています。

令和4年12月現在、スキージャム勝山、敦賀信用金庫、北陸コカ・コーラボトリング(株)福井営業部、(一社)日本自動車連盟福井支部、福井県民生活協同組合、(株)サンキュー、あいおいニッセイ同和損保(株)、(株)ユアーズホテルフクイ、ラニイ福井貨物(株)の9事業所と協定を締結しています。

締結事業所は、自販機のメッセージボードを利用した環境情報の発信、エコドライブの推進や講習会の実施、省エネ家電の普及促進、リサイクルステーションの設置、地場産食材を利用したメニューの提供、プラスチックごみの削減など、それぞれの事業内容に応じた環境活動を展開していただいています。

県では、締結事業所の活動を積極的に広報することにより、県内事業所の環境配慮の取組みの一層の促進を図っています。

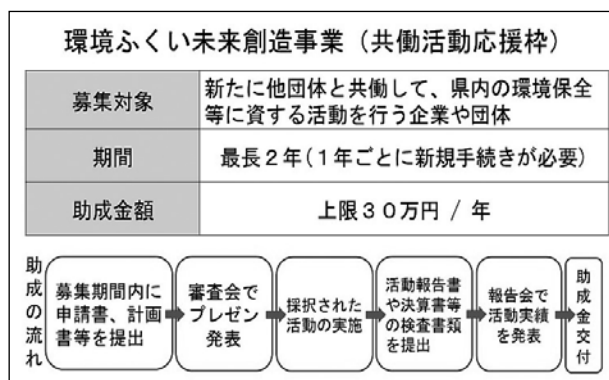
(3) 環境CSR活動の促進

企業の環境CSR(社会貢献)については、県内においても様々な活動が実施されています。

県民運動の推進母体である環境ふくい推進協議会は、企業や団体との共働による環境保全活動の実施、企業と団体のマッチング支援等を通じて環境CSR活動を支援しています。

その一環として、県内の環境保全団体等の環境保全活動が活性化することを目的に、企業×団体等の民民連携を促進するための助成を環境ふくい未来創造事業で行っています。詳細は、環境ふくい推進協議会のホームページをご確認ください。

図6-1-1 環境ふくい未来創造事業の概要



*¹ 公害防止協定：公害防止の一手法として地方公共団体または住民と企業との間で締結される協定をいいます。公害防止協定は、地域に応じた公害防止の目標値の設定や具体的な公害対策の明示ができるなど、法令に基づく規制を補完する性格があります。

(4) 環境マネジメントシステム

① 県内の環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むことを環境マネジメントといい、このための工場や事業所内の体制、手続き等の仕組みを環境マネジメントシステムといいます。

環境マネジメントシステムには、国際規格であるISO14001のほか、中小零細企業等を対象とした簡易な環境マネジメントシステムとして、エコアクション21があります。平成16年10月から、「エコアクション21ガイドライン」に基づき、このシステムの認証制度の運用が開始されました。県内においても、23の事業所がエコアクション21の認証を受け、環境に配慮した経営を行っています（令和4年12月現在）。

② 福井県庁環境マネジメントシステム

県では、環境に配慮した社会経済システムの構築を推進するため、平成12年4月に本庁舎等において環境マネジメントシステムの運用を開始し、同年11月にISO14001の認証を取得しました。さらに、平成15年11月には出先機関等に対象を拡大して認証を更新し、県自らの活動および施策の策定・実施に伴う環境負荷の低減に努めてきました。

平成18年度からは、環境マネジメントシステムの見直しを行い、新たな認証登録を行わず、県の行政機構にふさわしい効率的なシステムに移行しています。新しいシステムは、省エネを中心としたエコオフィス活動に重点化し、部局ごとに電気・水などの削減の目標値を定め、目標達成に向けた取組みを積極的に行っています。

令和3年度実績は、テレワークの推進や省資源化への積極的な取組により、公用車の燃料使用量（ガソリン・軽油）・不燃ごみ廃棄量・コピー用紙使用量は削減する結果となりました。また、コロナ禍で閉鎖していた教育施設等の利用が再開したことや大雪の影響により、燃料（LPGを除く）・電気使用量・水使用量・可燃ごみ廃棄量は増加する結果となりました。令和3年度のエコオフィス活動における運用結果は、表6-1-2のとおりです。

また、取組みの結果は、外部の専門家を交えた審査委員会で評価を受け、そのプロセスを含め公表するなど、システムの強化を図っています。

表6-1-2 エコオフィス活動に係る実績

項目		令和2年度実績	令和3年度	
			実績	対前年比
公用車 燃料使用量	ガソリン	358.9 (kl)	325.7 (kl)	9.3%削減
	軽油	121.8 (kl)	120.4 (kl)	1.1%削減
燃料使用量	灯油	1,458.5 (kl)	1,488.5 (kl)	2.1%増加
	A重油	4,138.9 (kl)	4,192.0 (kl)	1.3%増加
	LPG	22.2 (千m ³)	20.4 (千m ³)	8.2%削減
	都市ガス	320.9 (千m ³)	323.1 (千m ³)	0.7%増加
電気使用量		85,649.0 (千kWh)	86,931.1 (千kWh)	1.5%増加
水使用量	上水道	599.7 (千m ³)	632.5 (千m ³)	5.5%増加
	地下水	1,112.0 (千m ³)	1,248.2 (千m ³)	12.2%増加
可燃ごみ廃棄量		512.1 (t)	512.5 (t)	0.1%増加
不燃ごみ廃棄量		109.9 (t)	93.3 (t)	15.1%削減
コピー用紙使用量		337.6 (t)	330.3 (t)	2.2%削減

(注1) 対象範囲：本庁、出先機関および教育機関（県立大学・県警本部は除く。）

(注2) 数値は、小数第2位で四捨五入して表示。

◆第2部 分野別施策の実施状況

(5) 環境配慮した公共事業等の推進

【農村振興課、土木管理課】

県では、公共工事を行う場合、計画、施工の各段階で、環境への配慮事項を検討し、実施しています。特に、一定規模以上の事業の計画段階については、庁内各課による環境配慮型公共工事検討委員会*1を開催し、多方面の検討を行っています。

令和3年度には、14事業について検討を行い、環境にやさしい方法で今後の事業を実施することとしています。

事例として、令和3年度に当委員会に報告された「経営体育成基盤整備事業 飯盛地区」、「河内川ダム建設事業」について、環境配慮の実施状況を以下に示します。

「経営体育成基盤整備事業 飯盛地区」

① 事業の概要

本地区は小浜市西部に位置する中山間地域で、昭和40年代に10a区画を基準に整備されていましたが、農業用施設の老朽化が著しく、農地も小区画で湿田状態となっています。そこで、本事業により、ほ場の大区画化や用排水施設、農道、暗渠排水の整備を行うことで、農地の集積、担い手育成を推進し、生産性の高い農業の確立を図ります。

② 野生生物への配慮

ほ場の整備にあたり、生育する植物の保全・再生を図るため、現地で掘削した表土は元の場所で再利用しました。

水路の整備にあたり、多様な水辺環境を確保するため、ドジョウ等の生息環境を考慮した泥溜部や、トノサマガエル等が排水路と水田を行き来できる脱出スロープを設置しました。

また、調査で確認された動植物については、施工前に工事の影響を受けない地区内適地へ一時退避のうえ、施工後に適切な生育環境を選定して復旧させることで、野生生物の保全に努めました。



掘削した表土の再利用



トノサマガエル等の脱出スロープ



水性植物（ミズユキノシタ）の移植状況

「河内川ダム建設事業」

① 事業の概要

河内川ダムは熊川宿のほど近くに位置し、若狭町や小浜市などを流域とする北川水系において度々発生してきた水害を契機として、洪水による被害を軽減するために建設されました。

当ダムは、洪水時の流量調節のほか、ダムに貯めた水を農業用水として使っています。また、再生可能エネルギーである、小水力発電設備を有しており、ダムからの放流水を利用して水力発電を行っています。

② 希少植物の移植

ダムにより水没する区域内に自生する希少植物（県域準絶滅危惧Ⅱ類）がダムの建設によって消失しないよう、区域外への移植を行いました。

移植先は、自生地と条件に近い場所を選定し、移植後も定期的なモニタリングを実施して、植物の活着状況を確認しました。

③ 光害の防止

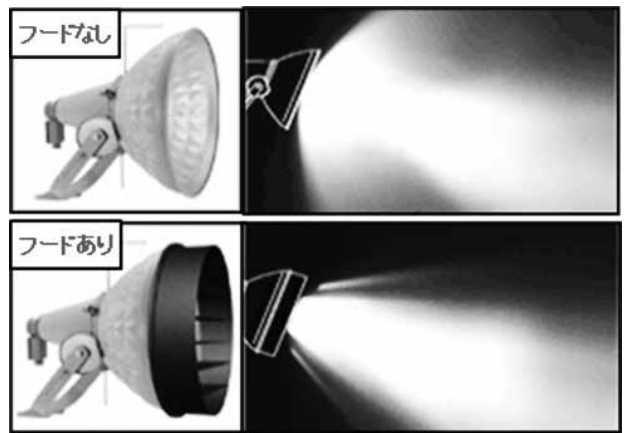
河内川ダムの工事では夜間も作業を行いますが、工事中の夜間照明等による生態系への影響を極力防止するために、フードルーバー付きの照明を採用し、照射領域を低減しました。また、現場事務所の窓にはカーテンを設置し、明かりが外に漏れないようにしました。



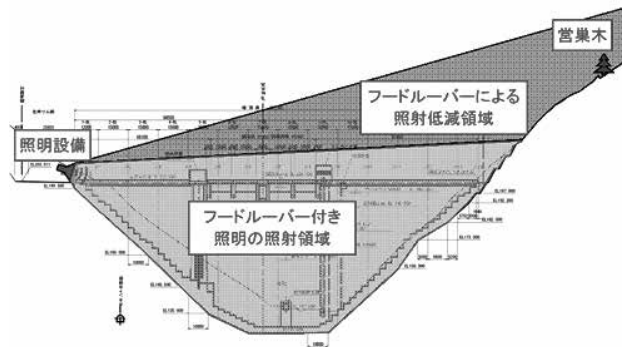
自生地の希少植物



移植後の希少植物



フードルーバーの効果イメージ



フードルーバーによる光害防止効果

*¹ 環境配慮型公共工事検討委員会：県が行う公共事業について、自主的な環境配慮を行うために、平成12年7月に庁内の公共事業関係課および環境関係課等機関で組織されました。

◆第2部 分野別施策の実施状況

2 環境影響評価制度の推進【環境政策課】

(1) 環境影響評価

① 環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）は、事業者が、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業等の計画や実施に当たり、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測および評価を行い、その結果を公表して、自治体や県民等の意見を聴いた上で、環境の保全について適正な配慮を講じようとするものであり、環境汚染の未然防止のための重要かつ有効な手段です。

国においては、環境影響評価法などに基づき、本県では、法対象外事業や事後調査手続を追加した「福井県環境影響評価条例」により、十分な環境配慮が必要な大規模事業について、環境面から、事業者の適切な対応を誘導することとしています。

② 環境影響評価の実施状況

令和3年度は、環境影響評価法に基づく「風力発電所の設置の事業」について、計画段階環境配慮書および環境影響評価準備書が計3件提出され、令和2年度に提出された環境影響評価方法書と合わせて審査を行いました。

表 6-1-3 環境影響評価等審査件数の推移

年 度		H29	H30	R1	R2	R3
環境影響評価法	配慮書	0	2	5	5	1
	方法書	0	2	2	6	0
環境影響評価条例	配慮書	0	1	1	0	0
	方法書	0	1	1	0	0
	準備書	0	0	0	2	2
合 計		0	6	9	13	3

(注) 件数は図書送付日を基準に集計しています。

表 6-1-4 許認可等および計画策定等に際しての環境配慮の調整件数（令和3年度）

許認可等に際しての 環境配慮 (79件)	・国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る事業者等への教示	33
	・森林法に基づく林地開発許可申請・連絡調整に係る事業者等への教示	3
	・廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置届出等に係る事業者等への教示	2
	・採石法に基づく岩石採取計画認可申請に係る事業者等への教示	5
	・砂利採取法に基づく砂利採取・洗浄計画等認可申請に係る事業者等への教示	23
	・大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る事業者等への教示	13
計画策定等に係る 環境配慮 (14件)	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業の計画段階に係る協議	5
	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業の中間報告に係る協議	8
	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業の完了報告に係る協議	1
合 計		93

③ 環境影響評価に関する情報の提供

環境影響評価に関する制度やこれまでに実施された環境影響評価事例に関する情報などを、県の環境情報に関するホームページ「みどりネット」を通じて提供しています。

<http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess>

(2) 環境保全の事前審査

許認可等において、県が関与する様々な手続きに際して、環境保全の観点から必要な調整を実施しています。また、各種事業等の実施の基盤となる計画策定などに際しても、環境の保全の観点から事前審査を行っています。

① 許認可等に際しての環境配慮

国土利用計画法に基づく土地売買等の届出や森林法に基づく林地開発の許可など、県が関与する許認可等の手続きに際しては、環境に配慮した事業の実施が行われるように行政指導を行うなど、必要な調整を行っています。

② 計画策定等に係る環境配慮

県環境基本条例第10条では、県が講ずる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全について配慮するものと規定しています。

このため、県では、土地利用基本計画や都市計画等の策定・実施などに当たっては、環境の保全の見地からの配慮が行われるよう必要な調整を行っています。

3 適正な土地利用の推進

(1) 土地利用の適正化

① 土地利用の現況【土木管理課】

令和3年度に実施した土地利用現況把握調査の結果では、令和2年の県土の利用状況は、森林74.4%、農用地9.6%、宅地4.5%です。

宅地、道路、その他を除いた自然的土地利用が県土の約87.6%を占めています。

図 6-1-5 自然的土地利用面積の対県土面積割合推移

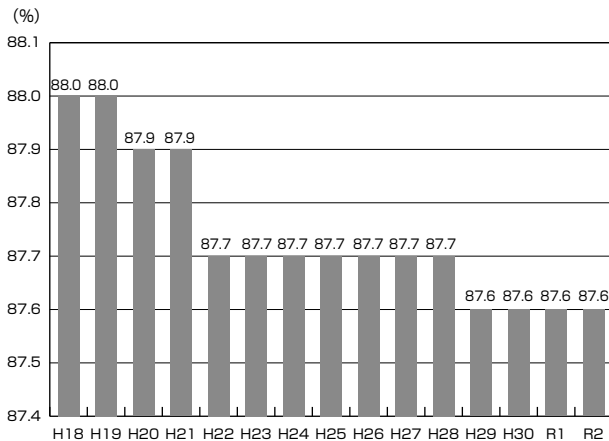
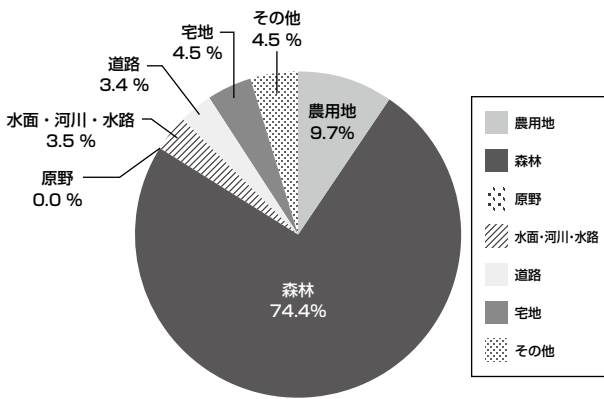


図 6-1-6 県土の土地利用構成 (令和2年)



② 国土利用計画および土地利用基本計画等

【土木管理課、中山間農業・畜産課】

本県では、県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法に基づき国土利用計画および土地利用基本計画を定め、また土地取引の規制、遊休土地の利用促進を行っています。

さらに、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の法律に基づき様々な土地利用計画が定められ、土地利用規制が行われています。

ア 国土利用計画

国土利用計画は、国、県および市町が長期的な視点に立って、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念に策定しています。

イ 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画（都道府県計画）を基本とし、5地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域および自然保全地域）について、土地利用の原則、5地域が重複する場合の調整指導方針など、土地利用の調整等に関する事項を定めるものです。この計画では、都市地域や自然保全地域の特別地区が重複する場合は自然環境としての保全を優先するなど、自然環境の保全にも配慮しています。本県では、昭和50年5月に福井県土地利用基本計画を策定し、その後おおむね毎年変更しています。

ウ 土地取引の規制

地価の急激な上昇等に対する適切な措置を講じるため、土地取引を規制する制度として注視区域制度、監視区域制度および規制区域制度が設けられています。本県では、現在これらに該当する区域はありません。

また、一定規模（市街化区域 2,000㎡、その他の都市計画区域 5,000㎡、都市計画区域外 10,000㎡）以上の土地取引について、土地の取得者は、契約締結後2週間以内に利用目的等を知事に届け出なければならないことになっています。これを事後届出制度といいます。この制度では、知事は、届出のあった土地の利用目的を審査し、公表されている土地利用計画に適合しない場合や著しい支障があると認められる場合は、土地の利用目的について必要な変更を行うことを勧告することができます。

令和3年は26件の届出があり、市町別では福井市が最も多く11件、次いであわら市、坂井市がそれぞれ5件でした。利用目的別では、生産施設11件、住宅5件、その他（商業施設など）16件となっています。地目別では、宅地8件、林地7件などでした。

◆第2部 分野別施策の実施状況

令和4年上半期における届出の件数は23件で、市町別では、福井市15件、坂井市4件などとなっています。利用目的別では、生産施設15件、商業施設4件、その他（資産保有など）4件などとなっています。地目別では、林地13件、宅地7件などとなっています。

エ 遊休土地の利用促進

事後届出をした土地の所有者などが、取得後2年以上その土地を未利用のまま放置した場合に、有効な土地利用が必要と認められたとき、知事は、その土地を遊休土地である旨を通知します。これを遊休土地制度といいます。この制度では、所有者に積極的な活用を求めるため、所有者に土地の利用処分計画の届出をさせるほか、土地の有効かつ適正な利用に必要な場合は土地利用審査会の意見を聴いて必要な措置の勧告を行い、勧告に従わないときはその土地の買取りの協議を行います。なお、令和3年は、遊休土地はありませんでした。

オ 規模土地取得等の事前協議

事後届出が必要な土地取得のうち、大規模な土地取得（2ha以上の宅地開発または10ha以上のゴルフ場、スキー場、遊園地等のレクリエーション施設等の土地取得）を行う場合は、福井県土地利用指導要綱に基づき、土地取得者に対し契約締結前に知事との事前協議を求めています。なお、令和3年は、大規模な土地取得の事前協議はありませんでした。

カ 農業振興地域の整備に関する法律および

農地法に基づく規制

各市町の農業振興地域整備計画で農業生産基盤整備事業が施行された土地等を農用地区域として位置付け、優良農地の維持・保全を図っています。

また、農地法では、農地を農地以外のものにする場合、知事（知事の権限移譲を受けた市町を含む。）または農林水産大臣が指定する市町の許可が必要ですが、農用地区域や集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地については、原則として許可できないこととされており、これらにより優良農地の確保を図っています。

キ 地価調査の実施

一般の土地取引などの価格の指標とするため、昭和50年から地価調査を実施しています。

令和4年は、7月1日を基準日として、基準地214地点を調査しました。その結果、平均変動率は前年と比較して全用途で▲1.1%となり、住宅地は▲1.2%、商業地は▲1.1%と、下落傾向で推移しました。

ク 土地月間における広報活動の実施

土地関係施策等についての県民の関心を高め、その理解を深めるため、土地月間（10月）にポスター、パンフレットの配布などを行いました。

図 6-1-7 土地利用計画の概要図



③ 都市計画【都市計画課】

都市計画は、都市内の限られた土地を建築敷地、基盤施設用地、緑地等に適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保しようとするものです。

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであり、本来的に長期的な見通しをもって定められる必要があることなどから、あらかじめ長期的な視点に立った都市・地域の将来像やその実現に向けた大きな道筋（土地利用、市街地整備、自然的環境の保全等）を示す都市計画マスタープランが策定されています。

都市計画マスタープランには、都市計画区域^{*1}を対象として広域的・根幹的な都市計画に関する事項を県が定める「整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン^{*2}」という。）」と、都市計画区域マスタープランに即して、市町域を対象として地域に密着した都市計画に関する事項を市町が定める「市町都市計画マスタープラン^{*3}」があり、これらの都市計画に関するマスタープランの適切な役割分担・相互連携により一体的な都市づくりのビジョンが形成されています。

本県においては、人口の減少、少子高齢化、財政の硬直化、環境問題の顕在化等社会経済情勢が大きく転換し、これまでの急速に都市が拡大する都市化の時代から安定・成熟した都市型社会に移行していく中、より質の高い生活環境を形成し、都市の賑わいや潤いを維持・創出していくために、自然環境・歴史・文化等の地域の個性を守り活かした「魅力的な都市」、環境・経済・社会的に持続可能な「コンパクトな都市」を目指して都市づくりを進めていくことが、都市計画区域マスタープランの中で示されています。

これら都市計画に関するマスタープランに即して各種都市計画制度が活用されています。

例えば、「区域区分」という都市計画の制度があります。これは都市計画区域を、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図るために、既成市街地や計画的に市街地整備を促進する「市街化区域」と農地や里山等からなり市街化を抑制する「市街化調整区域」区分するものであり、県内では福井都市計画区域に適用されています。

また、「地域地区」という制度では、都市計画区域内における土地の利用を計画的に行うため、建物の用途・形態、土地の区画形質の変更などの適正な制限のもとに、居住環境の保全、商業・工業などの利便増進、災害・公害の予防など、良好な都市環境の確保を図るために用途地域等を定めており、県内都市計画区域を有する14市町すべてに適用されています。また、その他用途地域を補完する地区として、特別用途地区^{*4}、防火地域^{*5}および風致地区等を適用することができます。

さらに、地区レベルでは、地区の特性を活かした市街地環境の維持・形成を図るために、建築物の用途や形態および区画道路や公園等の地区施設の配置・規模等に関するルールを規定し、これに基づいて開発行為や建築物の建築をコントロール（届出・勧告）する地区計画を適用することができます。

この地区計画は、5市2町の33地区で適用されています。また、都市計画区域が指定されていない地域においても、都市計画区域に準じて必要な土地利用の規制・誘導が行える準都市計画区域^{*6}制度が平成12年の法改正により創設され、本県でも1区域が指定されています（数字は、令和4年12月末時点のもの）。

*1 都市計画区域：人口や産業が集積している市街地を含み、一体の都市として土地利用コントロール、市街地の整備および自然的環境の保全を図っていく区域であり、本県では11区域が指定されています。

*2 都市計画区域マスタープラン：すべての都市計画区域で、平成16年5月に策定、平成26年2月に改定されています。

*3 市町都市計画マスタープラン：9市4町で策定されています。

*4 特別用途地区：地域の実態に応じてきめ細やかに用途をコントロールするために、用途規制をさらに規制または緩和する制度です。本県では8市で14地区定められています。

*5 防火地域：市街地における火災の危険を防除するために、防火性能の高い建築物の建築を義務付ける制度です。本県では、防火地域が4市、準防火地域が7市1町で定められています。

*6 準都市計画区域：そのまま土地利用を整理し、または環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発および保全に支障が生ずるおそれがあると認められる区域において指定します。

◆第2部 分野別施策の実施状況

第2節 環境情報の収集・提供

1 科学的調査研究と技術開発の推進

(1) 環境分野の調査研究

県では、衛生環境研究センターを中心として、大気汚染や水質汚濁等について、監視・調査等を行うほか、他の公設試験研究機関と協力して環境分野の

調査研究を進めています。環境分野の調査研究は、対象となる範囲が広く、また短期間では成果を出しにくいことから長期的な視点で行う必要があります。

表 6-2-1 環境分野の調査研究

① 衛生環境研究センター【環境政策課】 大気や河川・湖沼・海域および地下水等の環境汚染の発生や拡大を防止するための測定や調査研究、環境関連技術の開発	
○微小粒子状物質（PM2.5）の発生源に関する調査 【令和元～5年度】	PM2.5の成分分析を実施し、PM2.5に対する越境大気汚染やバイオマス燃焼の影響について調査を行い、県内における発生源別のPM2.5対策に役立てます。
○微生物を用いた試験による湖沼環境の影響評価に関する研究 【令和3～6年度】	バイオアッセイ手法を用い、様々な流入負荷が湖沼のプランクトンに与える影響を評価し把握することで、今後の水環境保全対策に役立てます。
○福井県におけるポリオキシエチレンアルキルエーテルの実態把握と環境負荷低減技術に関する研究 【令和2～5年度】	界面活性剤として使用され、環境への影響が懸念されるポリオキシエチレンアルキルエーテルの河川中の濃度を把握するとともに、分解試験や処理技術の検討を行い、環境影響の低減に役立てます。
② 工業技術センター【産業技術課】 県内産業の活性化に向けた様々な分野の研究開発、環境関連技術の開発、環境負荷の少ない雪対策技術や自然との共生に対応した建設技術の研究開発	
○ねじり加工に対応した曲げ加工機の開発 【令和2～4年度】	眼鏡枠の高精度曲げ加工技術をモータのコイルの成形加工に応用することで、平角銅線を大型高密度コイルに成形する加工技術を開発します。
○リサイクル炭素繊維不織布による自動車用部材の開発 【令和3～4年度】	リサイクル炭素繊維を用いた不織布製造技術を確立し、自動車部材に利用可能な複合材料を開発します。
○多糖類ナノファイバーと生分解性プラスチック複合材料の開発 【令和3～5年度】	マイクロプラスチック問題に対応した、多糖類ナノファイバーと生分解性プラスチックとの複合材料を開発します。
○再生可能エネルギーを利用した複数ドローンの制御によるホース把持システムに関する研究 【令和4～5年度】	再生可能エネルギーを利用した複数ドローンによる省エネ散液システムの開発に向け、ドローンがホースを把持するための部材を開発します。
○道路融雪の省エネを実現する、技術支援機能を備えたスマート積雪センサの開発 【令和4～5年度】	積雪センサにAIを導入し、施工・維持管理を容易にしたスマート積雪センサを開発します。
○布帛に搭載可能な太陽電池に関する研究 【令和4～6年度】	布帛への実装に適した太陽電池の電極とテキスタイル製の電極を接続する技術を開発します。
③ 農業試験場【園芸振興課】 農薬や化学肥料の使用量を抑え、再生可能エネルギーを活用した環境にやさしい農産物の生産・供給のための研究開発	
○ICT情報を活用した水稻自動可変施肥とスポット除草技術の確立 【令和3～5年度】	収量向上や化学肥料・農薬使用量削減のため、ドローンの空撮画像を用いて、生育に応じた肥料の適正量の自動決定や雑草のある個所にだけ農薬を散布するスポット除草技術を開発します。
○農地土壌の炭素貯留能力を向上させるバイオ炭資材等の開発 【令和2～6年度】	「脱炭素社会」の実現に向けて、農地、森林から発生する廃材などを用いたバイオ炭を開発し、農地土壌での炭素貯留能力や作物に対する効果、影響を調査します。
④ 若狭湾エネルギー研究センター【電源地域振興課】 水素製造技術等に関する調査研究	
○水素利活用促進等に関する新技術・システムの調査研究 【平成28年度～令和7年度】	若狭湾エネルギー研究センターが培ってきた、材料改質や分析等に関する知見・技術を用いて、環境に対する負荷が低い水素の「製造」「輸送」「貯蔵」に関する先進技術の調査研究を行います。

(2) 産学官による研究開発支援

【電源地域振興課、産業技術課】

県では、嶺南企業等が、原子力・エネルギー分野をはじめ、地域産業の活性化や環境、植物工場・大規模園芸、防災分野に関連して新たに取り組む研究開発を支援しています（公益財団法人若狭湾エネルギー研究センターの「嶺南地域新産業創出モデル事業」による支援）。

- 嶺南地域新産業創出モデル事業補助金
 - ・ 土壌に含まれる自然由来の重金属（有害イオン等）を廃水から除去する吸着シートの開発 【平成28年度～29年度】
 - ・ 自動洗浄機能を付加した安価な新型雨水貯留タンクの開発 【平成29年度～30年度】
 - ・ 省エネ性・安全性を高めた植物工場培養液の殺菌機開発 【平成30年度】
 - ・ 植物工場における栽培ベッド内の温度を均一化するための空調管理システムの実用化に向けた開発 【令和3年度】

また、県内外の企業、大学、県が参画する研究開発および事業化を支援しています。

- 脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラム 【NEDO】
 - ・ 熱可塑性薄層プリプレグシートを用いた革新的一貫製造プロセスの開発 【令和3年度～6年度】
- NEDO 先導プログラム／新技術先導研究プログラム 【NEDO】
 - ・ 環境負荷の大幅低減を実現する水資源から脱却した省エネルギー製造プロセス技術の開発 【令和4年度～5年度】
- 戦略的基盤技術高度化支援事業 【経済産業省】
 - ・ 洗浄可能で環境に配慮した航空機座席用軽量多層構造織物クッション材の研究開発 【令和2年度～4年度】
 - ・ 微量液滴アトマイズ法による金属粉末の革新的製造技術開発 【令和2年度～4年度】
 - ・ 省エネ・快適性に貢献する自動車シート材に対する安定した超音波パンチング連続加工（量産）技術の研究開発 【令和3年度～5年度】
- 成長型中小企業等研究開発支援事業【経済産業省】
 - ・ モーター用軽量高強度リングを目的とした高精度トウプリプレグと炭素繊維複合材リングの製造方法の開発 【令和4年度～6年度】

- ・ 熱交換器の熱伝導効率向上と耐食性を実現する炭素めっき装置の開発、及び連続生産技術の確立 【令和4年度～6年度】

(3) 環境関連産業に対する支援

【創業・経営課、企業誘致課、産業技術課】

県では、融資および補助などにより、環境関連ビジネス分野への新規参入や事業拡大に向けた取組みに対して支援しています。

また、産業支援機関等と連携し、技術開発や経営支援施策等に関する情報提供、相談・助言などを行っています。

表 6-2-2 環境関連産業に対する主な支援制度

<p>○企業誘致補助金・企業立地促進資金融資</p> <p>投資額・雇用要件がない支援枠や、若者や女性が働きたくなる環境整備を支援する加算枠のほか、一定の要件を充足する誘致企業に対する融資制度を設けています。</p> <p>-----</p> <p>【問い合わせ先】 県企業誘致課 企業立地グループ TEL 0776-20-0375</p>
<p>○総合相談窓口</p> <p>省エネルギー対策や脱炭素経営など中小企業様の様々な経営課題を解決するため、専門家による経営相談を実施します（相談無料、事前予約制）。</p> <p>-----</p> <p>【問い合わせ先】 公益財団法人 ふくい産業支援センター 新産業支援部 TEL 0776-67-7421</p>
<p>○成長産業チャレンジ支援事業補助金</p> <p>県内企業の高いものづくり技術を活かした、成長産業（※）への参入や市場拡大、早期事業化を目的に、大学、研究機関・金融機関等と連携して行う取組みに対し補助を行い、県内のオープンイノベーションによる技術開発から販売促進までを一貫支援します。 ※宇宙、航空、ヘルスケア、持続可能な社会に向けた技術またはエネルギー関連技術</p> <p>-----</p> <p>【事業類型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>成長産業可能性調査試験</u> 新技術・新製品開発の可能性試験調査 ・ <u>早期事業化技術開発</u> 産学官金連携で行う新技術・新製品の研究開発 ・ <u>地域経済牽引型技術開発</u> 産学官金連携で行う新技術・新製品の研究開発（ユーザーとなる大企業とも連携） <p>-----</p> <p>【問い合わせ先】 県産業技術課 新技術支援室 TEL 0776-20-0374</p>

◆第2部 分野別施策の実施状況

(4) 県民・団体・企業等との連携の強化【環境政策課】

① 環境ふくい推進協議会

環境保全活動を推進していくためには、県民、団体、事業者、行政がお互いに協力し合い、取り組んでいくことが重要です。

このため、県では、県民、団体、企業で構成する環境保全ネットワーク「環境ふくい推進協議会」の運営を支援し、情報紙の発行やシンポジウムの開催などを通じ、環境保全に関する意識の啓発を図ってきました。

環境ふくい推進協議会は、県民が一体となって進める環境保全に関する県民運動を実践することを目的として、平成6年10月に設立された団体です。協議会では、環境保全活動の輪を広げるための様々な事業を展開しています。

環境ふくい推進協議会会員数（令和4年12月末現在）

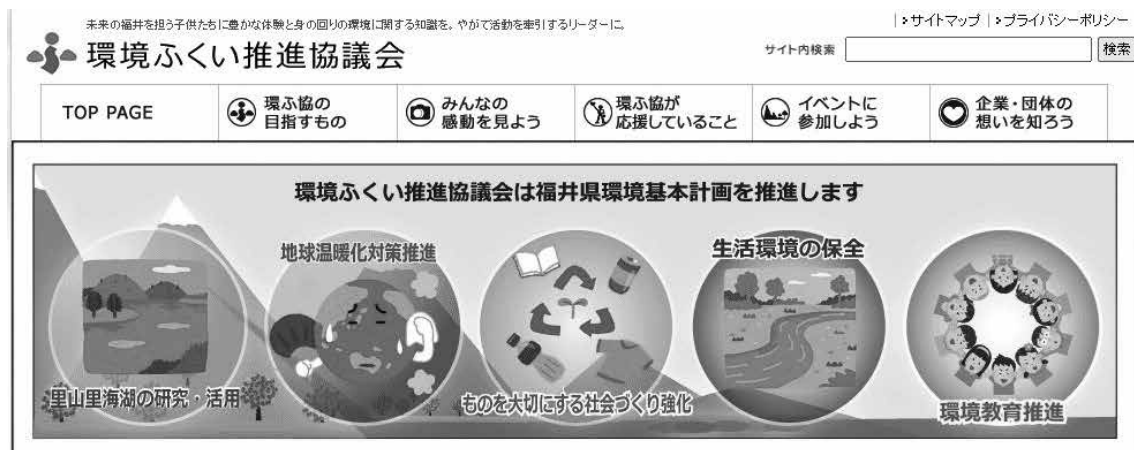
企業会員	217 社
団体会員	125 団体
個人会員	1,007 人

また、環境ふくい推進協議会では、県内における企業、団体、行政等の環境に関する活動や情報の共有を図るため、専用のホームページを開設しています。このページでは、各主体が環境に関するイベント情報やお知らせを自由に掲載、閲覧することができ、情報共有の場として活用しています。

表 6-2-3 環境ふくい推進協議会の主な取組み

主な取組み	令和4年度	
環境保全活動 促進協働事業	1 協議会会長表彰	6 SATOYAMA 国内ネットワーク推進
	2 ふくいまるごと環境学び舎	7 専門家による団体サポート事業
	3 環境マネジメント推進事業	8 親子で環境活動推進事業
	4 市町環境連携事業	9 プラスチックごみ削減推進事業
	5 こどもエコクラブ活動促進事業	10 オンライン環境向上支援事業
普及広報事業	1 情報誌「みんなのかんきょう」発行事業	
	2 ホームページによる普及広報	
	3 メールマガジンの配信による普及広報	
	4 「ふくいっ子に体験して欲しい50の自然体験」普及広報	
	5 各市町環境フェアにおける普及広報	
県補助事業	1 環境アドバイザー派遣事業	
	2 リペア・リユース推進事業	
	3 地球温暖化ストップ県民運動「ゼロカーボンアクション」強化事業	
	4 県民主体の省エネ普及啓発事業	
団体助成事業	環境ふくい未来創造事業	

図 6-2-4 環境ふくい推進協議会ホームページ画面



(URL <http://www.kankyoku-fukui.jp/>)

分野別施策の実施状況

各分野に共通する施策の推進

(5) 環境に関する表彰

県では、地域で様々な環境活動を行っている個人や団体の努力に報いるため、また、今後の活動の励みとしていただくため、積極的に各種表彰制度に推薦しています。また、応募形式による表彰制度につ

いても、対象者等に情報提供などを行っています。
令和3年度において表彰を受けた個人や団体等は、表6-2-5のとおりです。

表 6-2-5 環境に関して表彰を受けた個人・団体・企業・学校（令和3年度）

表彰名	目的等	表彰者	被表彰者
環境美化教育優良校等表彰	環境美化に独創的、熱心に取り組み、食品容器の散乱防止やリサイクルの実践教育に優秀な成果のあった小中学校を表彰	公益社団法人食品容器環境美化協会会長	【優良校】 大野市開成中学校 (大野市)
環境ふくい推進協議会会長表彰(令和4年度に表彰)	環境保全活動に関し、地道にたゆまぬ努力を続けている個人、団体、学校、企業で、その活動が賞賛に値する者を表彰	環境ふくい推進協議会会長	【個人の部】 藤原 一功 (福井市) 藤田 靖子 (福井市) 山本 光慶 (福井市) 【団体の部】 福井市社西小学校PTA (福井市) コウノトリの郷づくり推進会 (小浜市) 越前町ボランティア連絡協議会 (越前町) 青葉山麓研究所 (高浜町) 【学校の部】 勝山市立勝山中部中学校 (勝山市) 三方五湖子どもラムサールクラブ (美浜町・若狭町) 【企業の部】 吉岡幸株式会社 (福井市)
ざぶん賞(2021年度)	生命の源である、水に関係した内容の作文・童話・詩・手紙を小中学生から募集し、すぐれた作品について表彰	ざぶん賞実行委員会会長	新型コロナウイルス感染拡大のため募集中止
愛鳥週間用ポスター原画コンクール表彰	ポスターの制作過程を通じて野生鳥類についての保護思想を高めるとともに、愛鳥週間の普及啓発を図るため優秀作品を表彰	福井県知事	【知事賞】 吉田 妃呂奈 (大野市有終西小学校) 橋本 梨里香 (越前市武生第三中学校)

2 環境情報の整備と提供【環境政策課】

県民や事業者の環境への関心を高め、環境への負荷の低減に向けた取組みを促進していくためには、環境に関する幅広い情報をわかりやすく、迅速に提供することが重要です。県では、インターネットや情報紙など様々な媒体を通じて、環境情報を提供しています。

このシステムは、大気や水質等の環境状況や自然環境等の情報をデータベース化し、地図や表などによりビジュアルに表示するもので、インターネットのホームページ「みどりネット」から利用できます。
みどりネットのアクセス件数（ページビュー）は、次のとおりです。

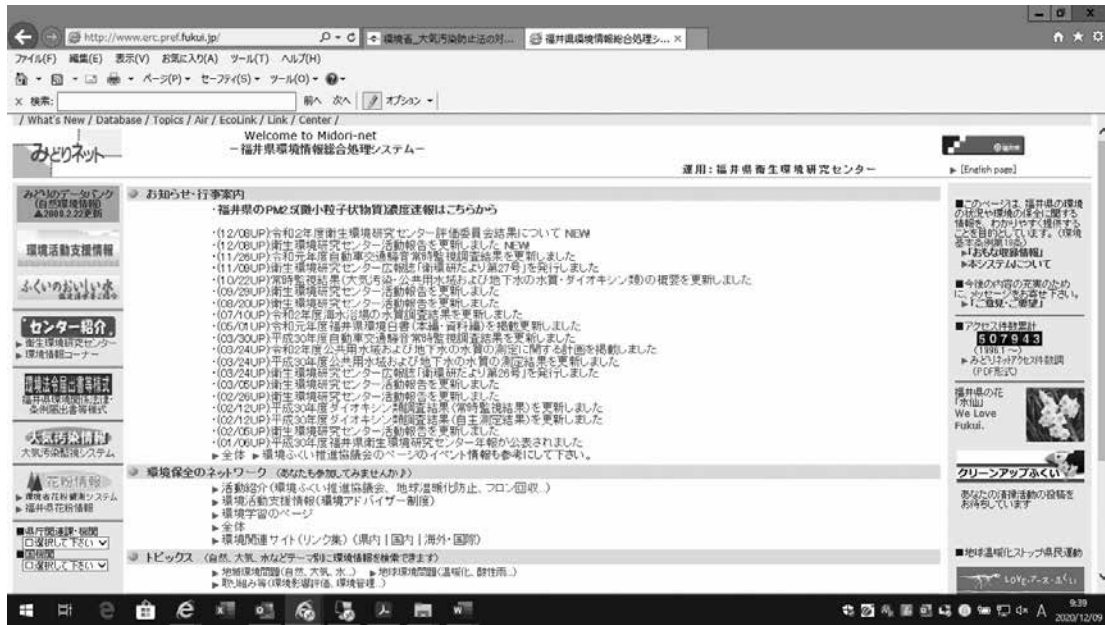
(1) 「みどりネット」の整備、運用

県では、各種の環境情報をデータベース化し、行政内部での活用にとどまらず、広く県民に提供する「環境情報総合処理システム」を平成12年3月に整備しました。

表 6-2-6 みどりネットのアクセス件数

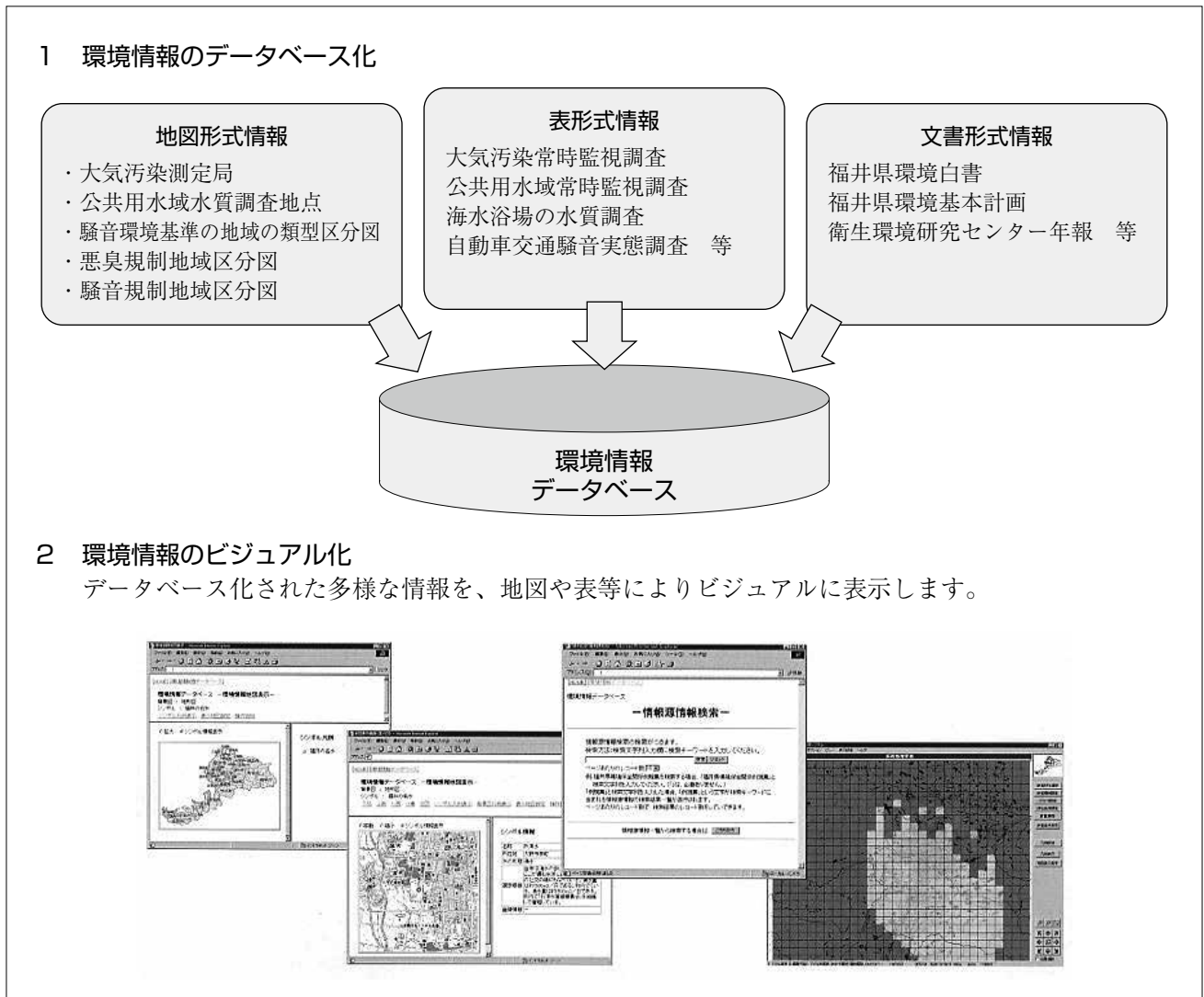
	令和元年度	2年度	3年度
アクセス件数	3,527,335	3,781,022	3,430,973

図 6-2-7 環境情報総合処理システム（みどりネット）画面



(URL <http://www.erc.pref.fukui.jp/>)

図 6-2-8 環境情報総合処理システムの概要



分野別施策の実施状況

各分野に共通する施策の推進

(2) 環境月間を中心としたイベント情報提供など

【環境政策課】

環境基本法に定められた6月5日の「環境の日」を中心とする6月の1か月間は、「環境月間」とされています。県においても、県民の環境問題への関

心と理解を深め、環境の保全に関する活動を行う機会とするため、6月を中心に様々な行事を実施するとともに、環境に関する行事を取りまとめ、ホームページ等で紹介しています。

表 6-2-9 令和4年度「環境月間」の主な実施行事

【県民参加行事】

行事名	実施主体(所管)	内容	実施日	実施場所
カー・セーブデーの実施	交通まちづくり課	公共交通機関や自転車の利用促進とCO ₂ (二酸化炭素)の排出量削減のため、過度な車の利用を控えるカー・セーブデーを実施する。	毎週金曜日	県内全域
クールビズの実施	環境政策課	冷房時の室温(目安として28℃)の適正管理と軽装(ノー上着、ノーネクタイ)勤務を実施。	5月1日(日)～ 10月31日(月)	県、市町、 賛同団体・事業所
クリーンアップふくい大作戦	県、市町、環境ふくい推進協議会	6月の統一行動期間に居住地、工場・事業場周辺等において、清掃、草刈等を行い、県民、各種団体、行政が一体となって美化活動を実施。	6月1日(水)～ 6月30日(木)	県内全域
週末天体観望会	自然保護センター	毎週テーマを決めて、季節に応じた天体の観察と、星座や天体の学習を行う。	6月毎週土曜日	自然保護センター
自然観察シリーズ	自然保護センター	毎回異なるテーマに沿ったガイドの解説を聞きながら、自然観察の森を散策する。	6月毎週日曜日	自然保護センター
第12回みどりと花の県民運動大会	緑と花の県民運動推進委員会	第60回全国植樹祭を契機に展開している「緑と花の県民運動」を推進するため、「みどりと花の県民運動大会」を実施。これに合わせ、緑と花に関する功労者の表彰や、緑や花に親しむ様々な体験型イベントを実施。	6月5日(日)	総合グリーンセンター、 ちくちくぼんぼん
九頭竜湖コクチバス一斉駆除	水産課	漁協、漁連、ダム管理者、福井県内水面総合センターと協力し、コクチバスの駆除を実施。	6月8日(水)	九頭竜湖
みんなで環境美化! 海域公園クリーンアップ	海浜自然センター	一般参加者を招き、センター周辺海岸の陸上および海中のごみ拾いを実施。	6月11日(土)	食見海岸
田んぼで魚の赤ちゃんをつかまえよう	海浜自然センター	田んぼで、ドジョウなどの魚の赤ちゃんを捕まえて観察し、自然環境への関心を高めた。	6月19日(日)	若狭町鳥浜の水田
池ヶ原湿原外来植物駆除作業	自然保護センター	湿原に侵入した外来種を抜き取り、ミズチドリなどの貴重な植物の保護を行う。	6月19日(日)	勝山市平泉寺町 池ヶ原湿原

◆第2部 分野別施策の実施状況

【普及啓発事業】

行 事 名	実施主体(所管)	内 容	実 施 日	実 施 場 所
広報活動	福井県	新聞、テレビ、ラジオ、広報誌等で環境月間の趣旨や、環境美化・保全に対するPRを実施。	環境月間中	県内全域
環境月間ポスター掲示	福井健康福祉センター	福井健康福祉センター1階ロビーにおいて、環境月間のポスターを掲示。	環境月間中	福井健康福祉センター
環境月間パネル展	環境政策課	気候変動やZEH、省エネに関するパネルを展示し、地球温暖化防止に向けた意識啓発を実施。	6月7日(火)～6月12日(日)	福井県立図書館
マイボトル専用コーナー設置	循環社会推進課	県内のショッピングセンター等31店舗でマイボトル専用コーナーを設置し、啓発POPやチラシの掲示を実施。	6月1日(水)～6月30日(木)	県ショッピングセンター等 (31店舗)
マイボトル運動PR	循環社会推進課	マイボトル運動や海洋プラスチックごみ問題に関するパネル展示を実施。	6月6日(月)～6月10日(金)	県庁ホール
ポイ捨てストップキャンペーン	循環社会推進課	鮎釣り解禁日に併せ、鮎釣り客に対し、プラスチックごみポイ捨て防止にかかる広報チラシと啓発品を配布。	6月18日(土)	永平寺町内
		産業廃棄物運搬車両路上検査に併せ、運転者に対し、プラスチックごみポイ捨て防止にかかる広報チラシと啓発品を配布。	7月28日(木)	あわら市内

【監視・指導強化】

行 事 名	実施主体(所管)	内 容	実 施 日	実 施 場 所
環境パトロール	循環社会推進課 各健康福祉センター	工場・事業場、廃棄物処理施設、道路、河川、海岸等のパトロールを実施する。	年間	県内全域
	循環社会推進課 坂井・奥越健康福祉センター	石川県と合同による福井・石川県境付近の監視パトロールを実施する。	7月1日(金) 10月5日(水)	福井・石川県境
	自然環境課	自然公園内およびその周辺の違法行為等の監視を行う。	環境月間中	国立公園・国定公園・県立自然公園
スカイパトロール	循環社会推進課 県警本部航空隊	県警ヘリ「くずりゅう」による空から廃棄物の不法投棄等発見のための監視パトロールを実施する。	6月2日(木) 11月14日(月)	県内全域
環境犯罪取締り	県警本部生活環境課 県下各警察署	廃棄物の不法投棄、野外焼却事犯等の環境事犯の取締りを実施する。	年間	県内全域
合同路上検査	循環社会推進課 各健康福祉センター	滋賀県と合同による産廃積載車両の路上検査を実施する。	6月23日(木)	福井県
		岐阜県と合同による産廃積載車両の路上検査を実施する。	10月13日(木)	岐阜県
		福井県税事務所と合同による産廃積載車両の路上検査を実施する。	6月16日(木) 10月12日(水)	福井県
		石川県と合同による産廃積載車両の路上検査を実施する。	7月28日(木)	福井県

(3) 刊行物

【環境政策課、循環社会推進課、自然環境課】

水、大気、自然、廃棄物等の様々な環境の課題や、県の取組み等について、情報紙やパンフレット等の刊行物の作成・配布を行い、環境に関する情報を提

供しています。また、これら刊行物の一部は、県や環境ふくい推進協議会のホームページ、みどりネットにも掲載しています。

表 6-2-10 令和3年度 環境関連刊行物

刊行物の名称	発行状況	頁数	発行部数	備 考
みんなのかんきょう	年1回 74号	19	3,000	環境ふくい推進協議会情報誌
令和3年度版 環境白書	年1回	148	700	
令和3年度版 環境白書(資料編)	年1回	114	200	
令和2年度 公共用水域および地下水の水質の測定結果報告書	年1回	104	150	
令和4年度 公共用水域および地下水の水質の測定に関する計画	年1回	51	150	
福井県認定リサイクル製品パンフレット	年1回	16	1,200	
令和2年度衛生環境研究センター年報	年1回	87	225	
衛環研だより第28号、第29号	年2回	4	Web配信	
令和3年度福井県鳥獣保護区等位置図	年刊	図1枚	2,200	
ナチュラルリスト 2022年度行事案内号	年1回	21	HP公開	
福井県自然保護センター研究報告 「キコニア第25巻」	年1回	208	500	
令和2年度年報(福井県自然保護センター)	年1回	34	610	福井県自然保護センター事業概要
海遊(活動の記録)第22号	年1回	59	HP公開	福井県海浜自然センター事業概要
自然保護センター行事案内	年1回	2	2,000	
海浜自然センター行事案内	年1回	8	400 HP公開	
海浜自然センター行事案内(カレンダー)	年1回	1枚	2,000	
海浜自然センターリーフレット	随時	2	17,700	
自然保護センターリーフレット	随時	2	700	
自然保護センターニュース	年4回	4	HP公開	
福井県里山里海湖研究所リーフレット	随時	4	500	
福井県里山里海湖研究所年報2021	年1回	48	500	福井県里山里海湖研究所事業概要
里山里海湖ブックレット 「改訂版 三方五湖のシジミ」	随時	72	500	
北谷町谷の26のこと[A to Z]ミニブック	随時	16	300	
年縞博物館 広報パンフレット	随時	4	10,000	
年縞博物館 解説書	随時	87	1,000	
福井県年縞博物館年報 第3号	年1回	50	230	福井県年縞博物館事業概要